

棚田保全におけるオーナー制度導入の条件

―導入地区と非導入地区との比較から―

榎本 隆明

中山間地域において、各地で都市住民との交流をとおしての棚田の保全活動が行われており、その取り組みの主流をなすのが棚田オーナー制度である。本研究は棚田保全活動におけるオーナー制度導入の有効性や棚田保全活動の持続性を非導入地区との比較から考察することを目的とするものである。

オーナー制度導入地区と非導入地区をそれぞれ1事例ずつ取りあげ、比較考察を行った。オーナー制度導入地域の事例としては山口市（旧佐波郡徳地町）三谷地区を、非導入地域の事例としては広島県山県郡安芸太田町（旧筒賀村）井仁地区を選定した。

調査の結果、オーナー制度による棚田の保全は、都市住民の労働力投入という面での効果は薄く、都市住民との交流が刺激となつての棚田維持意欲の向上という精神的支援面が強いことが確認された。さすれば、非導入地区で毎年継続的に都市農村交流会を行い、来訪者を刺激として棚田維持意欲を向上させている場合と期待される効果は変わらない。両者の

差は、広い範囲から大勢の人を一度に集めるか、少数のオーナーを年間複数回かつ複数年にわたつて集めるかの差である。従つて、オーナー制度導入の選択に關しての判断材料となるのは、集客期待に關わる立地条件があげられる。

オーナー制度の導入に關しては、行政等の支援は期待できるが、他の有名な棚田地域ほどは知られておらず訪問者もさほどは多くない地域において、棚田の存在を広くアピールし、保存組織の結束を強め、地区全体の関心・協力を高めるのに、有効と考えられる。

棚田保全において、都市住民との交流共生を指向する場合、大都市域からの時間距離、知名度、交通の便、リーダーの存在、行政等からの実務的支援・指導が見込めるかどうか、これら条件がオーナー制度導入の判断になるであろう。継続性に關しては、構造的な問題であり、地区内だけの取り組みでは限界があり、どのような手法でも大差はないといえる。